

岡崎市新型インフルエンザ等感染症 遺体搬送・火葬実施マニュアル

岡崎市保健部保健企画課

(令和2年10月作成)

(令和3年1月改訂)

はじめに

- ◆ 新型インフルエンザ等感染症に感染、もしくは感染した疑いがあるご遺体に対する搬送、埋火葬の円滑な実施に関する対応マニュアルとする。
- ◆ 医療機関、葬祭事業者、火葬場のそれぞれの職員の対応の支援を目的とする。
- ◆ 国等の関係機関からの情報が集約された場合はその都度、改訂を行うものとする。
- ◆ 詳細は厚生労働省等の新型インフルエンザ等感染症に対する感染管理等を参考としているが、内容の相違がある場合や不明な点は国等の関係機関のマニュアルやガイドラインを参考とする。
- ◆ このマニュアルにて医療資材等の掲載の表現については、各種医療資材等が入手できない場合はこの通りでない。
- ◆ このマニュアルについては、国等の関係機関からの情報を元に作成されており、一部表現の引用をしている箇所が存在する。

目次

第1章

1. 目的	1
-------	---

第2章

1. 事前の準備	2
----------	---

2. 納体袋収納時及び納棺時の対応	4
-------------------	---

3. 医療機関から搬送時の対応	5
-----------------	---

4. 火葬時の対応	5
-----------	---

(参考)

資料1 「遺体搬送・火葬予約チェック事項」	7
-----------------------	---

資料2 「遺体搬送時の手順」	9
----------------	---

第1章

1. 目的

現在のわが国における埋葬及び火葬は、火葬の割合がほぼ100%を占めているが、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、全国的に流行した場合には死亡者の数が火葬場の火葬能力を超える事態が起これ、火葬の円滑な実施に支障が生ずるとともに、火葬の実施が速やかに行えない遺体の保存対策（方法や場所）が公衆衛生の上、大きな問題となる可能性がある。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（第30条3項）においては、墓地、埋葬等に関する法律（第3条）に規定する24時間以内の埋火葬禁止規定の特例として、新型インフルエンザ等感染症によって死亡した者については、感染防止の観点から24時間以内の火葬が認められているとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（第30条2項）において、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体は、火葬しなければならないとされている。

上記のことを踏まえ、医療機関、葬祭事業者、火葬場のそれぞれの職員が新型インフルエンザ等感染症に感染することなく、また火葬参列者の感染防止対策を講じながら遺体搬送、火葬執行に支障が生じることなく適正な火葬業務を実施するものとし、それを目的としたマニュアルを策定したものである。

第2章

1. 事前の準備

(1) 感染を広げないための準備と資材・用品の確保

ア 火葬場が日常から準備しておくもの

⇒マスク、手袋、ゴーグル、フェイスシールド、ガウン（エプロン）、防水性防護服、消毒薬（消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム溶液（濃度 500～1,000ppm）、70v/v%イソプロパノール等）、布またはペーパータオル、手指用消毒液（速乾性擦式消毒用アルコール製剤）、体温計など。ただし、次亜塩素酸ナトリウム溶液については、使用用途に合わせた濃度で使用する。

イ 医療機関、葬祭事業者等が日常から準備しておくもの

⇒非透過性納体袋、消毒薬（消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム製剤（濃度 500～1,000ppm）、70v/v%イソプロパノール等）、布またはペーパータオル、手指用消毒液（速乾性擦式消毒用アルコール製剤）、体温計など。ただし、次亜塩素酸ナトリウム製剤の濃度については、使用用途に合わせた濃度で使用する。

(2) 感染防止の手順

新型インフルエンザ等感染症に限らず、自らが感染しないように対応することが基本である。

ア 手洗い、手指消毒

⇒出勤時、外出から戻った際は、流水・石鹸による手洗い又は速乾性擦式消毒用アルコール製剤による手指衛生を行い、複数の職員同士で確認しあう。

⇒帰宅時、食事前などは、必ず流水・石鹸による手洗い又は速乾性擦式消毒用アルコール製剤による手指衛生をするよう指導する。

⇒医療機関に従事する職員は、各施設内に定められた手洗いマニュアル等を遵守すること。葬祭事業者及び火葬場の職員は以下の手洗い手順を参考とすること。

手洗い手順（石けん液）



イ 体調管理、体調報告

⇒毎朝に発熱の有無と体調を確認し、その記録を勤務表とともに記録する。

⇒職員の家族の体調についても把握し確認する。

⇒職員が発熱した場合は出勤停止を行い、自宅待機を命令する。また、家族で発熱した者がいる場合は、その都度、相談して決め、情報共有を図る。

ウ 防護用品等の装着、外し方

⇒防護用品等の安全な着脱方法が身につけられるように訓練し、複数の職員同士で確認しあう。(岡崎市保健所新型インフルエンザ等対策個人防護具(PPE)着脱マニュアル(平成28年2月作成)を参照すること。)

また、着脱場所に関しては、安全ゾーンを事前に決めておき、職員同士で確認しあう。また、床などへマーキング等の見える化策を講じるとよい。

エ 使用済みの防護用品等の処分

⇒新型インフルエンザ感染症等に感染した遺体もしくは、感染疑いのある遺体の搬送、火葬業務に関わった職員が使用した防護用品等の処分は、通常の廃棄物とは別で感染症廃棄物として保管し、各施設において適正に処分を行う。

(3)職員に対する教育研修、トレーニング

ア 遺体の処置方法

⇒非透過性納体袋の表面を消毒する消毒薬(消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム製剤(濃度500~1,000ppm)、70v/v%イソプロパノール等)を使用し、消毒薬を十分に浸した布又はペーパータオル等で納体袋の表面を満遍なく拭く。

ただし、次亜塩素酸ナトリウム製剤の濃度については、使用用途に合わせた濃度で使用する。

⇒非透過性納体袋に入れる前に、遺体用の消毒薬(消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム製剤(濃度500~1,000ppm)、70v/v%イソプロパノール等)を染み込ませたコットン等で全身を拭き、鼻・口・耳・肛門等から体液等が漏れないように栓等の対策をする。ただし、次亜塩素酸ナトリウム溶液については、使用用途に合わせた濃度で使用する。

イ 様々な場面への対応

⇒標準予防策、飛沫感染予防、接触感染予防について全職員へ研修を行い、それに基づいた行動をトレーニングしておくこと。

⇒搬送担当者等の遺体に接する可能性のある職員は、自身が感染しないように安全に取り扱うようシミュレーションの実施をしておくこと。

(4) 組織的な取り組み

ア 情報収集

⇒施設内（医療機関も含む）において新型インフルエンザ等感染症により死亡した人、もしくは、その疑いで死亡した人の移動、搬送については動線確認をしておく。また、その情報を施設内にて共有しデータベースを構築できるとよい。

イ 施設管理

⇒移動、搬送に使用した備品（ストレッチャーやベッド等）を消毒する場所を事前に決めておくこと。

⇒備品を消毒した感染性廃棄物の処理を適正に行うよう周知徹底すること。

⇒換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施し、定期的に外気を取り入れる換気を実施すること。

⇒不特定多数の人が集まるような場所の利用の禁止など行うこと。

2. 納体袋収納時及び納棺時の対応

医療機関、葬祭事業者等の取り扱いの違いがあることから事前に「どのような業務の流れにするか」「情報共有の方法はどうするか」「連携するにあたり担当窓口の一本化」などの整理をしておくことが必要である。

(1) 防護用品を身につける

- ・標準予防策、飛沫感染予防、接触感染予防を意識し、職員は個人防護を行う

⇒マスク、手袋、防水性防護服等の装着をして業務に従事し、感染症の情報の有無（疑いの場合も含む）に関わらず、マスク、手袋等を装着して対応することを基本とする。

⇒納体袋収納時は汚染を受ける可能性が高いことから収納が終わり、次の作業（搬送等）を行う前に防護服等は一度着替えることが望ましい。

(2) 遺体ケア

ア 医療機関

⇒非透過性納体袋に入れる前に、遺体用の消毒薬（消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム製剤（濃度 500～1,000ppm）、70v/v%イソプロパノール等）を染み込ませたコットン等で全身を拭き、鼻・口・耳・肛門等から体液等が漏れないように栓等の対策をする。ただし、次亜塩素酸ナトリウム溶液については、使用用途に合わせた濃度で使用する。

⇒治療時に使用した医療器具等は血液や体液が漏れないように必要な処置を講じ、適正な保管を講じること。

⇒体液が出てくる可能性のある部位や傷口は、塞いで漏れない状態かを複数の職員で確認すること。

イ 遺体の非透過性納体袋への移動

- ⇒液漏れを防ぐために移動させる「動作」「触れる」は短時間で行うこと。
- ⇒移動する際には、専用ルート確保、特定の台車等を利用すること。ただし、困難な場合は、使用後ただちに消毒を行うこと。
- ⇒非透過性納体袋の表面および移動する際に使用した備品等の消毒を行う。また、複数の職員で消毒済みの確認を行うこと。
- ⇒遺体の保管された場所等の消毒を行う。また、複数の職員で消毒済みの確認を行うこと。

3. 医療機関等から搬送時の対応

(1) 遺体の搬送の範囲は、医療機関から火葬場を原則とするが、通夜、葬儀等を実施する場合にはこの限りでない。なお、葬祭事業者のホールから火葬場に遺体を搬送する場合も本マニュアルの内容を遵守すること。

(通夜、葬儀の実施については、「岡崎市新型インフルエンザ等感染症に伴う1日葬、通夜、葬儀等の実施に関するガイドライン（令和3年1月策定）」を参考にすること。）

(2) 医療機関からの搬出時間等の情報提供を受け、必要な防護用品の準備を早急に行う。

(3) 遺族の感染疑いがある場合は、関係機関からの情報の提供を受け、感染症対応を行うこと。

(4) 搬送、納棺に関わる職員並びに葬祭事業者等は、死因を問わずマスク、手袋等を装着して業務に従事することを基本とする。

(5) 搬送業務に関わる職員ならびに葬祭事業者等は、1つの動作ごとに使用した手袋は使い捨てて手洗い、手指消毒を行ってから次の動作に入ること。また、専用のごみ袋等にて使い捨て手袋を利用するなど策を講じること。

(6) 搬送業務に関わった職員並びに葬祭事業者等は、拠点へ戻る場合には、手洗い、手指消毒をすること。

4. 火葬時の対応

●火葬場職員対応

- ・搬送依頼の情報を関係機関より受け、火葬の日時を設定する
- ・クラスターの発生をさせないため、原則は時間外、休館日などで火葬の日時を設定する

- ・火葬に参列される家族等の情報を受け、できるだけ少人数での立会いを要請する
- ・参列される遺族には、マスク等の着用を要請する
- ・棺の開封は原則として行わないが、拝顔用の小窓がある棺の場合は火葬前に拝顔することが可能（透明の納体袋を使用している場合）
- ・棺への接触をさせないこと
- ・関係機関から濃厚接触者等の情報提供を受けた場合、立会いの遠慮を要請する
- ・火葬場内の出入口等の開閉は職員が行うこととし、常に換気を行っていることを理解いただくこと
- ・参列者が退場した際に、換気、使用されたトイレや各部屋を感染症対策用の消毒の実施をすること
- ・感染症対策用の消毒の実施を行った後に、通常清掃の実施をすること

遺体搬送・火葬予約チェック事項

準備	<p>1. 用品の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非透過性納体袋の準備（病院・行政・葬祭事業者・その他（ ）） ・防護具（必要に応じ） ・マスク ・フェイスシールド ・手袋（ビニル、ゴム系） ・防護服 ・消毒液（物品消毒用、手指用） ・雑巾（ペーパーナプキンなど） ・ゴミ袋（保護具など処分用） ・棺 <p>2. 火葬場の受入れ体制の確認（前もって確認を行う）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予約時間帯の制限 ・会葬者の制限
予約・連絡	<p>1. 火葬予約の依頼があった際</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死因の確認（1類感染症等・その他） ・火葬執行の特例の適用確認（24時間以内） ・火葬許可証が発行済みか確認 ・火葬許可証の発行元（市外/市内） <p>2. 搬送の依頼があった際</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご遺体の状況確認（処置の状況） ・体液の漏出防止対策が行われているか病院に確認 ・ご遺体の消毒済みか病院に確認 ・納体袋の準備要否
納棺	<p>1. 納体袋の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備の要否 <p>2. 病院内搬送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用通路、専用出入口有無の確認 <p>3. 納棺</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柩の目貼り（誤って蓋が開かない安全策として）

資料（２）

遺体搬送時の手順

	手順	注意すべきこと
①出発時	防護用品の準備がされているか確認	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関からの死因、家族の状況等の情報提供を受け防護用品等の準備を確認した上で出発する。 ・納体袋使用の有無、納体袋ならびに遺体の消毒の実施の有無を確認すること。
②遺体の移動時	防護用品を着用し従事する	<ul style="list-style-type: none"> ・死因を問わず、マスク、手袋等を装着することを基本とする。 ・防護用品の装着と消毒を行い、接触の仕方に注意さえすれば安全に移動、搬送が行える。
③到着時 (霊きゅう車が感染症拡大対策を講じている場合)	火葬場に到着した時	<ul style="list-style-type: none"> ・防護用品の装着をし、棺から体液等の漏出がないか目視で確認する。 <p>※事前に感染症拡大対策が講じられて搬送されてくるか確認。されていない場合は受け入れない。</p>
④完了時 (受入・火葬・親族対応の役割分担ができている場合)	使用した防護用品の廃棄 備品、部屋の消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・使用した防護用品の廃棄をする。 ・職員は手洗い、手指消毒の実施をした後に、使用したストレッチャー等の消毒を行う。 ・使用した部屋、通路、トイレ等の消毒、清掃を行う。 <p>※感染リスクを抑えるため、使用した部屋等の消毒、清掃は会葬者が退場したのちに清掃業者にて行う。</p>
⑤帰宅時	家族への感染防止のための対策をする	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に関わった職員は、施設外出前また帰宅後は、速やかに手洗い、手指消毒を実施し、家族等に感染させないよう対策を講じる。